一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成27年条例第15号) の一部 を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職員の給与に関する条例の適用除外等)	(職員の給与に関する条例の適用除外等)
第9条 [略]	第9条 [同左]
[2 略]	[2 同左]
3 特定任期付職員に対する職員の期末手当	3 特定任期付職員に対する職員の期末手当
及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第	及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第
1号及び第4項の規定の適用については、	1号及び第4項の規定の適用については、
同号中「 <u>100 分の 112.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分</u>	同号中「 <u>100 分の 127. 5」</u> とあるのは「 <u>100 分</u>
<u>の 157.5</u> 」と、同項中「定める額」とあるの	<u>の 167.5</u> 」と、同項中「定める額」とあるの
は、「定める額(一般職の任期付職員の採用	は、「定める額(一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例(平成 27 年条	及び給与の特例に関する条例(平成 27 年条
例第15号) 第7条第1項の給料表の適用を	例第 15 号)第 7 条第 1 項の給料表の適用を
受ける職員にあっては、他の給料表の適用	受ける職員にあっては、他の給料表の適用
を受ける職員との均衡を考慮して組合規則	を受ける職員との均衡を考慮して組合規則
で定める額)」とする。	で定める額)」とする。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲 げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職員の給与に関する条例の適用除外等)	(職員の給与に関する条例の適用除外等)
第9条 [略]	第9条 [同左]

[2 略]

3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、同項中「定める額」とあるのは、「定める額(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第15号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額)」とする。

[2 同左]

3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」と、同項中「定める額」とあるのは、「定める額(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第15号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額)」とする。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。